国家戦略特区 民泊の検討状況について

1 国家戦略特区民泊の概要

宿泊施設を営業するためには、旅館業法の基準に適合することが必要だが、 国家戦略特区の特例である「滞在施設の旅館業法の適用除外(以下、特区民 泊)」を活用することで、滞在に必要な宿泊施設を提供する事業実施者が、市 長の認定を受ければ旅館業法を適用されず、特区民泊の基準を満たすことで 宿泊施設としての貸し出しが可能となる。

2 本市の現状

海外からの旅行客の増加により、首都圏等では宿泊施設の不足解消が大きな課題となっている。本市においては、慢性的な宿泊施設不足という状況にはないが、バックパッカーなど個人で訪れる外国人観光客も増えており、多様なニーズに対応した宿泊施設が求められている。

3 本市における特区民泊の考え方

本市は、工業都市のイメージが強いが、一方で豊かな自然観光資源を持つ「都市と田舎が共存するまち」という特長がある。

こうした特長を本市の強みと捉え、国内外の観光客に本市ならではの魅力を堪能してもらうとともに、既存のホテル旅館との役割分担や補完性、地域住民の方々に迷惑や不安を与えないように十分配慮しつつ、観光・地域振興を図るよう「自然体験」と「地域住民との交流」をテーマに特区民泊を実施し、賑わいのあるまちづくりを推進する。

【イメージ】

(1) 自然体験 ~自然観光資源を活用した民泊~

・本市の豊かな自然を国内外の観光客に広く知ってもらい、そこでの生活体験を通してその魅力を発信してもらうべく、既存のホテル旅館等が整備されていない郊外で実施する。

(2) 地域住民との交流 ~まちづくり活動と連携した民泊~

・地域住民との交流やその土地の文化、歴史、生活習慣を体験してもらう等、観光客に地域の魅力を存分に味わってもらうべく、「まちのにぎわい創出」に取り組む民間のまちづくり団体と連携して実施する。

4 国家戦略特別区域法上の手続き

本市が実施する特区民泊の事業計画を区域計画に盛り込み、区域会議、諮問会議を経て内閣総理大臣の認定を受ける。

5 特区民泊条例の制定

特区民泊の実施にあたっては、国家戦略特別区域法上の手続きとあわせて、 施設の使用期間等を規定する条例を制定する必要がある。

条例案については、今後、旅館業関係者との意見交換やパブリックコメントを実施のうえ作成する。

~旅館業法に基づく民泊サービスの指導~

(1)「旅館業法施行令」及び「北九州市旅館業法施行条例」の改正

〇旅館業法施行令の改正(平成28年4月1日施行)

簡易宿所営業施設における「客室の延べ床面積の基準」を緩和

(改正前) 33 平方メートル以上

(改正後) 宿泊者が 10 人未満の施設 3.3 平方メートルに宿泊者の数を乗じた面積

〇北九州市旅館業施行条例の改正 (平成28年6月22日制定・施行)

玄関帳場の設置義務の規定を緩和

宿泊者の確認、安全管理等に対応できる仕組みを設け、緊急時に迅速に対応できる管理体制を設ける場合は、設置を不要とする。

(2)「小規模簡易宿所営業指導マニュアル」の作成

延べ床面積33平方メートル未満の小規模簡易宿所営業の許可にあたっては、新たに作成した「小規模簡易宿所営業指導マニュアル」に基づき、指導を行う。

《主な内容》

- ・ 宿泊者の管理を徹底すること(名簿の正確記載、外国人宿泊者の旅券確認など)
- 近隣住民に事前説明(事業内容、管理体制、苦情の窓口担当者など)を行うこと
- 宿泊者へのゴミだしや騒音等に関するマナーの周知、注意喚起を行うこと

(3) 旅館業組合への説明

条例の改正にあたり旅館業組合等への説明を行ったが、今後も適宜、情報提供 や意見交換を行う。

※ 市内 4 組合の代表(5/6、5/9)、小倉旅館ホテル組合総会(5/30)、北九州ホテル協 議会(6/28)